

自立支援・重度化防止普及推進事業Q & A

1	Q	申請の内容は公表されますか。
	A	県で応募内容を選考のうえ、取組の概要等を県ホームページ等に掲載します。
2	Q	応募することでメリットはありますか。
	A	県のホームページなどで広く県民の皆様、事業者の皆様に周知しますので、施設、事業所や取組のPRになります。（表彰等はありません。）
3	Q	他の事業や大会等で、申請・発表した取組内容でも応募できますか。
	A	応募いただけます。
4	Q	利用者の心身の改善に取組んでいますが、ADL等の明確な指標はありません。 応募は可能ですか。
	A	利用者の自立支援・重度防止に資するユニークな取組や独自性のある取組であれば、明確な指標がなくても応募可能です。可能な範囲で、利用者アンケート等での参加率の改善や、意欲の向上があった利用者の数など、定量的に取組の効果が確認できる記載を盛り込むようにしてください。
5	Q	事業所全体ではなく、一つのユニットやグループ、単位で好事例・先進的事例に取組んでいますが、ユニット等の事例で応募は可能でしょうか。 また、利用者個人の改善例での応募は可能でしょうか。
	A	原則は、事業所全体の取組みですが、実情に応じて、ユニットやグループ等の取組でも応募いただけます。 ただし、個人の事例は、個人的な要因が高いことから応募対象とはなりません。
6	Q	令和5年度の夏頃から令和6年度にかけて実施した取組ですが、応募は可能ですか。
	A	応募いただけます。取組報告書（様式第2号）の取組期間欄に実際の取組期間（例：令和5年7月1日～令和6年6月30日）を記載し、申請してください。